	実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額 ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）
三十三　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。	前条第1項第1号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十四　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。	前条第1項第1号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十五　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。	離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
三十六　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査	前条第1項第1号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

	実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額 ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）
三十三　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。	前条第1項第1号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十四　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。	前条第1項第1号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十五　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。	離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
三十六　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査	前条第1項第1号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。